二　分割承継法人等（次号に掲げる法人に該当するものを除く。以下この号において同じ。）　当該分割承継法人等のイ及びロに規定する調整対象前年度ごとに当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に係る一般給与等支給額と次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イにおいて「調整対象前年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該調整対象前年度開始の日の前日から当該調整対象前年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転一般給与等支給額を合計した金額

三　適用年度において行われた分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の事業年度とみなした場合における当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、当該分割承継法人又は被現物出資法人の調整対象前年度に対応する基準分割法人等の当該事業年度に係る移転一般給与等支給額と当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該基準分割法人等以外のものの月別移転一般給与等支給額を合計した金額との合計額

17　前項第二号及び第三号に規定する月別移転一般給与等支給額とは、その分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項及び次項において「事業年度等」という。）の移転一般給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数（分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）を含む事業年度等（当該分割等の日が当該分割法人等の事業年度等の開始の日である場合における当該事業年度等を除く。以下この項及び次項において「分割事業年度等」という。）にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月（分割事業年度等にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）に係るものとみなしたものをいう。

18　前二項に規定する移転一般給与等支給額とは、その分割等に係る分割法人等の各事業年度等の一般給与等支給額（分割事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割事業年度等の終了の日とした場合に損金の額に算入される一般給与等支給額）に当該分割等に係る分割承継法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限り、日々雇い入れられていた者を除く。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の国内雇用者（当該分割等の直前において日々雇い入れられていた者を除く。）の数で除して計算した金額をいう。

19　法第四十二条の十二の四第二項第七号に規定する政令で定める数は、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）における給与等月別支給対象者（当該前事業年度等に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該前事業年度等の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数（当該前事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該合計した数に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度等の月数で除して計算した数）とする。ただし、第十三項に規定する控除した金額が零となる場合又は前事業年度等がない場合（当該法人が、合併、分割又は現物出資により設立されたものである場合を除く。）に該当する場合には、一とする。

20　第十四項及び第十五項の規定は法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人が第十四項各号に掲げる合併法人に該当する場合の適用年度における前項の規定の適用について、第十六項から第十八項までの規定は同条第一項の規定の適用を受けようとする法人が分割法人等又は分割承継法人等に該当する場合の適用年度における前項の規定の適用について、それぞれ準用する。この場合において、第十四項中「同項に規定する控除した金額（第十六項において「比較給与等支給額」という。）」とあるのは「第十九項に規定する合計した数」と、同項第一号中「金額を合計した金額」とあるのは「数を合計した数」と、「の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額）からこれらの支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額」とあるのは「当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「事業年度等」という。）における給与等月別支給対象者（当該事業年度等に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該事業年度等の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数」と、「「一般給与等支給額」」とあるのは「「一般給与等支給者数」」と、「に係る一般給与等支給者数」とあるのは「に係る一般給与等支給額」とあるのは「月別一般給与等支給者数」と、「の一般給与等支給額」とあるのは「の一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と、第十六項中「比較給与等支給額」とあるのは「第十九項に規定する合計した数」と、「金額」とあるのは「数」と、「に係る一般給与等支給額」とあるのは「に係る一般給与等支給者数」と、「に係る移転一般給与等支給者数」と、「合計額」とあるのは「合計数」と、「月別移転一般給与等支給額」とあるのは「月別移転一般給与等支給者数」と、第十七項中「月別移転一般給与等支給額」とあるのは「月別移転一般給与等支給者数」と、「の移転一般給与等支給額」とあるのは「の移転一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と、第十八項中「移転一般給与等支給額」とあるのは「移転一般給与等支給者数」と、「の一般給与等支給額」とあるのは「の一般給与等支給者数」と、「一般給与等支給額」とあるのは「一般給与等支給者数」と、「金額」とあるのは「数」と読み替えるものとする。

21　第三項から第六項まで、第八項（第三号を除く。）、第九項、第十項、第十三項、第十四項から第十七項まで（前項において準用する場合を含む。）及び第十九項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。ただし、第八項第二号に掲げる場合に該当するかどうかの判定については、この限りでない。